

令和6年度 長崎市会計年度任用職員募集

長崎市では、次のとおり会計年度任用職員（旧：嘱託員・臨時職員）を募集します。
会計年度任用職員とは、業務繁忙期や職員に欠員が生じたときなどに、職員の補助として一会計年度内の必要な期間を任期として任用される一般職の非常勤の地方公務員です。
申込をしていただいた方は、長崎市会計年度任用職員申込者名簿に登載し、各職場において人材が必要になった際、申込者名簿から書類選考や面接等を行い、任用します。

※申込者名簿への登載完了については、特にお知らせいたしません。

※申込者名簿へ登載されても、必ず任用されるわけではありません。

※申込者名簿の中から選考するほか、ハローワーク等により公募する場合があります。

※仕事の内容や勤務条件、任用の時期が、ご希望のものと異なる場合があります。

○応募資格

次のいずれかに該当する人は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・長崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

○応募要領

原則、長崎市電子申請サービスで申込みください。（右 QR コード参照。下記ホームページからも申込ページへ入れます。）

※QRコードからリンクした場合、入力途中でスマートフォン等の画面がロック画面になると、リンクが遮断され、入力内容が保存されない場合がありますのでご注意ください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

電子申請による申込みが困難な場合は「長崎市 会計年度任用職員申込書（令和6年度）」に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、長崎市人事課（9階）へ郵送又は持参により提出してください。

ホームページ

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/790000/793000/p041310.html>

提出先 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市総務部人事課人事係

○応募受付期限

第1次募集： 令和6年1月5日（金） ※郵送の場合は必着

第2次募集： 令和6年1月9日（火）以降随時受付

※令和6年4月1日付任用者の選考は、原則として第1次募集の申込者の中から行います。（4月1日以降も、必要に応じて随時選考を行います。）

○勤務条件等

任用期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日の間で必要な期間
勤務場所	市役所、各出先機関等
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務補助（データ入力、文書作成、表作成、窓口、資料整理業務等） ・現業業務（ごみ収集業務、清掃業務、庁務員、調理員の業務等） ・その他（看護師、保健師、保育士の業務等）
勤務時間	週38時間45分以内で必要な時間
休憩時間	原則として1時間
休日	原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇（任用条件による）、その他各種有給休暇及び無給休暇
報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・事務補助（週30時間勤務）の場合 月額約11万9千円 ※報酬額は現時点のものであり、変更される可能性があります。 ※短期間の任用の場合など、日額の場合もあります。 ※現業業務、その他の業務の報酬額等については、お問い合わせください。 ・通勤手当は正規職員に準じて支給されます。 ・一定の要件を満たす場合は期末手当が支給されます。 ※支給要件：基準日（6月1日、12月1日）に在籍又は基準日の1箇月前までに退職し、年度内における任期が連続して6月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である場合
各種保険等	<p>長崎県市町村職員共済組合（短期）、雇用保険、厚生年金保険、長崎県市町村職員共済組合（長期）、公務災害補償等</p> <p>※一定の加入要件を満たす場合に加入します。</p>
服務等	<p>地方公務員法上の服務に関する各規定が適用されます。</p> <p>（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、営利企業への従事制限等）</p>

問合せ先 総務部人事課人事係 TEL095-829-1119